

令和 2 年 3 月 1 日

人事院事務総局職員福祉局長

新型コロナウイルス感染症拡大防止において出勤することが著しく
困難であると認められる場合の休暇の取扱いについて（通知）

新型コロナウイルス感染症対策の基本方針（令和 2 年 2 月 2 5 日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）及び令和 2 年 2 月 2 7 日の新型コロナウイルス感染症対策本部において内閣総理大臣から出された小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の臨時休業の要請等を踏まえ、出勤することが著しく困難であると認められる場合の休暇の取扱いについては、下記の事項に留意してください。

記

当分の間、職員が次に掲げる場合に該当するときは、人事院規則 1 5—1 4（職員の勤務時間、休日及び休暇）第 2 2 条第 1 項第 1 7 号の休暇（非常勤職員にあっては、人事院規則 1 5—1 5（非常勤職員の勤務時間及び休暇）第 4 条第 1 項第 4 号の休暇）に規定する出勤することが著しく困難であると認められる場合と取り扱って差し支えない。

- 1 新型コロナウイルス感染症を検疫法第三十四条の感染症の種類として指定する等の政令（令和 2 年政令第 2 8 号）第 3 条において準用する検疫法（昭和 2 6 年法律第 2 0 1 号）第 1 6 条第 2 項に規定する停留の対象となった場

合

2 職員又はその親族に発熱等の風邪症状が見られることから、新型コロナウイルス感染症対策の基本方針（令和2年2月25日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）等を踏まえ、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合

3 新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等の臨時休業その他の事情により、子の世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合

以 上